

## 工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する工事等に係る入札又は見積（以下「入札等」という。）に対し、入札等参加者が契約締結前に積算内容に疑義申立てができることを定め、入札等及び契約に関する透明性及び公正性を確保することを目的とする。

### (対象工事等)

第2条 対象となる工事等は、県が発注する全ての工事、測量等とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって県の行為を秘密にする必要があるものを除く。

### (入札等参加者への通知)

第3条 当該工事等を所掌する本庁の課長又は公所長（以下「担当課長等」という。）は、当該入札等の執行後、次の書類を各入札者又は見積者に送付することにより、入札結果を通知するものとする。

- (1) 入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書（工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領（平成20年3月28日付け19財第7795号総務部長依命通達）様式3）
- (2) 総合評価方式入札結果（福島県総合評価方式実施要領（平成21年3月30日付け20財第3701号総務部長依命通達）様式第2号及び第4号又は福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領（平成21年3月30日付け20財第3722号総務部長依命通達）様式第2号及び第4号）
- (3) 公募型プロポーザル方式審査結果（福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領（平成21年3月30日付け20財第3651号総務部長依命通達）様式10）

### (疑義の申立て)

第4条 前条により通知を受けた入札者又は見積者は、当該入札等の積算内容に疑義がある場合（既に公表されている資料等により内容が確認できるものを除く。）は、担当課長等に申立てることができる。

この場合においては、疑義の内容を具体的かつ特定できるよう示した上で申立てるものとする。

- 2 前項の申立ては、「工事等の積算内容に対する疑義申立て書」（様式1）（以下「申立て書」という。）に必要事項を記載し、担当課等に提出することにより行う。
- 3 申立て書の提出は、前条により通知を受けた日を含めた3日以内（休日は含めない。）に、担当課長等が收受できるように行うものとする。

### (申立て内容の検討)

第5条 担当課長等は、疑義の申立てをした者に対し、疑義の申立てのあった日を含め3日以内（休日は含めない。）に「工事等の積算内容に対する疑義申立てへの回答書」

(様式2)により回答するものとする。

- 2 担当課長等は、申立てのあった疑義の内容について検討し、契約の可否を判断する。
- 3 担当課長等は、前項で検討した結果、契約することが適切でないと判断した場合は、契約を締結しないものとする。
- 4 担当課長等は、疑義の申立てがない場合または第2項で検討した結果、契約を締結することが適切であると判断した場合は、契約を締結する。

#### 附則

この試行要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日以降に入札公告等を行うものから適用する。

様式 1

工事等の積算内容に対する疑義申立て書

年 月 日

工事等執行権者

住 所  
商号・名称  
代表者氏名 印  
電 話 番 号  
(作成担当者 )

工事（委託業務）番号	第 号
工事（委託業務）名	
申 立 事 項	

様式2

工事等の積算内容に対する疑義申立てへの回答書

年 月 日

工事等執行権者

住 所  
商号・名称  
代表者氏名 印  
電 話 番 号  
(作成担当者 )

工事（委託業務）番号	第 号
工事（委託業務）名	
申 立 事 項	
回 答 事 項	